

## 南アルプス市汗かき農園条例

平成 15 年 4 月 1 日

条例第 176 号

### (設置)

第 1 条 非農業者に土地を提供し、栽培体験と土地資源の有効活用を図るため、南アルプス市汗かき農園(以下「汗かき農園」という。)を設置する。

### (名称及び位置)

第 2 条 汗かき農園の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 南アルプス市汗かき農園
- (2) 位置 南アルプス市百々字宮前 1034 番地の一部、1037 番地の一部、1153 番地

### (施設の種類)

第 3 条 汗かき農園の施設(以下「施設」という。)の種類は、次のとおりとする。

- (1) 農園施設
- (2) 休憩施設
- (3) 駐車場施設
- (4) 給水施設

### (利用の制限等)

第 4 条 市長は、施設を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を制限し、又は停止することができる。

- (1) 施設を汚染し、又は破損するおそれのあるとき。
- (2) 次条使用料を納付しないとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、施設を利用することが適当と認められないとき。

### (使用料)

第 5 条 施設を利用しようとする者は、別表に定める使用料を市に納付しなければならない。

### (損害賠償の義務)

第 6 条 故意又は過失により施設を汚染し、滅失し、又は破損した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

### (委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の白根町汗かき農園設備及び管理条例(平成 6 年白根町条例第 5 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

#### 附 則(平成 18 年 3 月 27 日条例第 30 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 18 日条例第 14 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

名称	区分	利用契約締結月	年間使用料
農園施設	1 平方メートル当たり	4 月～9 月	円 410
		10 月～3 月	200

## 南アルプス市汗かき農園条例施行規則

平成 15 年 4 月 1 日

規則第 99 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南アルプス市汗かき農園条例(平成 15 年南アルプス市条例第 176 号。以下「条例」という。)第 7 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

第 2 条 市長は、施設の利用申請の受付を随時行うものとする。

(利用の決定)

第 3 条 市長は、施設の利用申請順位により利用を決定するものとする。

(利用者の義務)

第 4 条 施設を利用する者は、常に良好な状況を保持するよう責任を持たなければならない。

(届出)

第 5 条 施設を利用する者は、当該施設又は設備を破損し、又は汚染したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の白根町汗かき農園設備及び管理条例施行規則(平成 6 年白根町規則第 8 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 18 年 3 月 28 日規則第 35 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。